

指針外の計画等を指針による計画と認める場合の判断基準

	改訂する防災計画指針案の内容	項 目	判 断 基 準	備 考
1	<p>他の法令等に基づき作成された防災計画で、本文第2章から第4章までの内容に準じたものと認められる場合は、本指針に基づく防災計画書とすることができる。</p> <p>(注:「他の法令に基づく計画」とは、震災対策条例に基づく「事業所防災計画」、消防法に基づく「消防計画」などの類似する防災関係の計画をいい、「等」とは法令によらない防災マニュアルや防災を定めた自社規程を想定している。)</p>	「本文第2章から第4章までの内容に準じたもの」とは、	計画等の内容に、本文第2章～第4章の内容((災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策)であって、大項目について、項目化されている、または項目とはされていないが項目に示された内容)が記載されている場合を指す。	項目とされている場合のほか、実質的に項目に記載した内容が含まれていれば良い。
2		第2章「1 防災の基本的事項」	(1)被害想定 of 把握、(2)地震防災体制の確立、(3)地震防災組織、(4)防災教育、(5)防災訓練、(6)防災資器材、(7)帰宅困難者対策	(7)「帰宅困難者対策」は、従業員の一斉帰宅の抑制や家族との連絡について配慮している場合。
3		第2章「2 施設等の安全化対策」	高圧ガス設備の安全確認が規定されていること	容器流出防止は、津波・浸水がない場合は省略可
4		第2章「3 計画の確認と見直し」	計画を定期的に見直し、確認できる体制となっている	
5		第2章「4 機動性確保についての配慮」	様式例6に定める項目がすぐに使える状態となっていること	
6		第3章「災害応急対策」	大項目(地震時の初期措置、ガス漏えい時の措置、漏えいガスに引火した時の措置、周囲火災時等の措置、避難誘導、警戒宣言時の応急対策に定める事項が定められていること	
7		第4章「災害復旧対策」	震災後の運転再開時等の措置について、定められていること	BCPについては事業所が不要との判断であれば定めなくともよい。